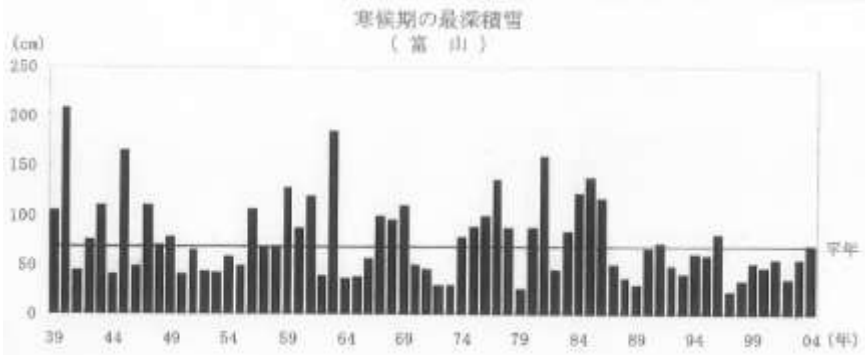
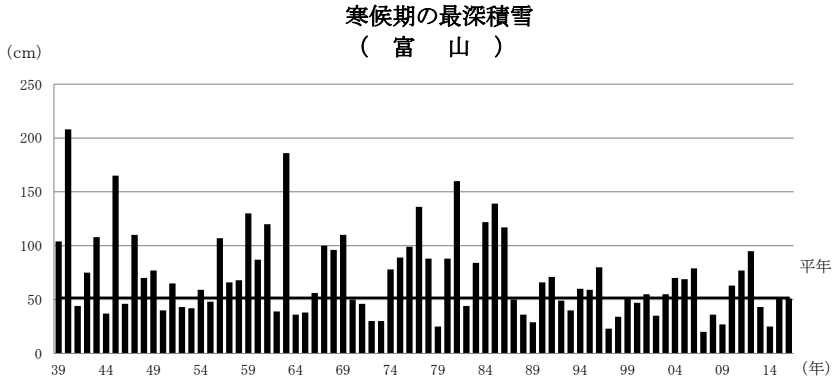


現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p data-bbox="257 432 898 488">富山県地域防災計画</p> <p data-bbox="526 592 651 635">雪害編</p> <div data-bbox="584 810 1485 991" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 data-bbox="607 850 1462 943">改 定 案</h1></div> <p data-bbox="409 1209 763 1246">平成27年 6月修正</p> <p data-bbox="461 1286 712 1323">富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1162 432 1803 488">富山県地域防災計画</p> <p data-bbox="1431 592 1556 635">雪害編</p> <p data-bbox="1778 252 1839 284">凡例</p> <div data-bbox="1753 217 2069 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1809 328 2022 360"><u>下線</u> 改定箇所</p></div> <p data-bbox="1310 1209 1664 1246">平成29年 3月修正</p> <p data-bbox="1361 1286 1612 1323">富山県防災会議</p>	

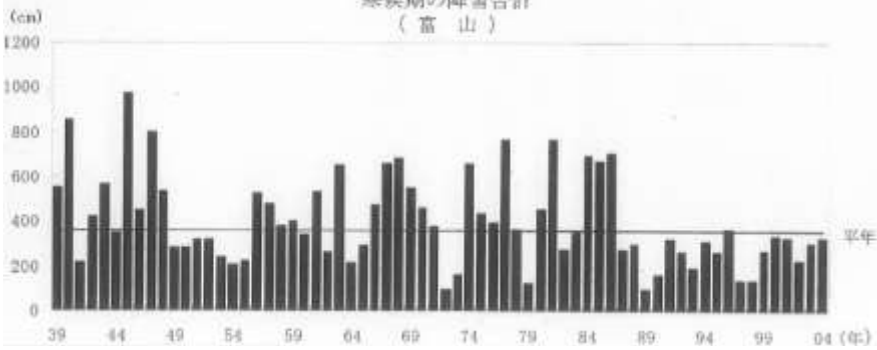
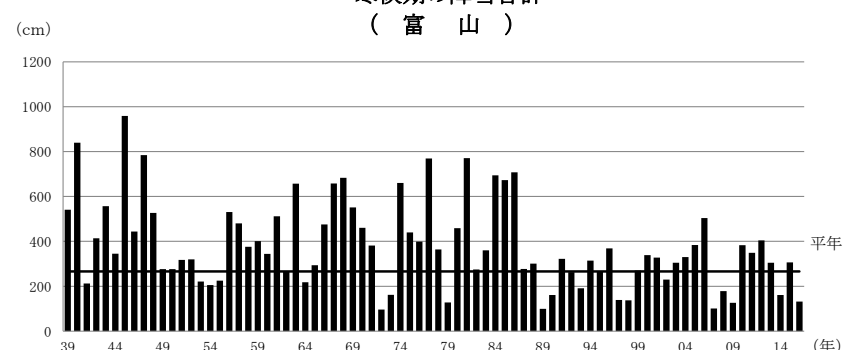
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到的な雪害予防対策</p> <p>(1) 雪害に強い県土づくりを実現するため、<u>無雪害まちづくり事業</u>の実施、ライフライン施設等の都市基盤等の耐雪化などの防災都市づくりや雪崩対策を推進するとともに、交通施設の整備及び除雪体制を一層充実強化する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務 (略)</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>1 県</p> <p>(1) 雪害から県土を守るため、<u>無雪害まちづくり事業</u>、雪崩防止事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) <u>無雪害まちづくり事業</u>を推進するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐雪性を強化する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>消防防災ヘリコプター</u>を活用するため場外離着陸場を確保する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 事業所・企業</p> <p>(1) 県、市町村の<u>無雪害まちづくり事業</u>に積極的に参加し、建築物の耐雪化に努める。</p>	<p>(1) 雪害に強い県土づくりを実現するため、ライフライン施設等の都市基盤等の耐雪化などの防災都市づくりや雪崩対策等の<u>雪対策事業</u>を推進するとともに、交通施設の整備及び除雪体制を一層充実強化する。</p> <p>(1) 雪害から県土を守るため、<u>雪崩防止事業等の雪対策事業</u>を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。</p> <p>(1) 雪に強いまちづくりのための事業等を推進するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐雪性を強化する。</p> <p>(3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>ヘリコプター等</u>を活用するため場外離着陸場等を確保する。</p> <p>(1) 県、市町村が行う<u>雪に強いまちづくりのための事業等</u>に積極的に参加するとともに、建築物の耐雪化に努める。</p>	<p>状況の変化に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>(各編共通)ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>状況の変化に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱 (略)</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="143 395 1023 600"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 陸 農 政 局</td> <td>1～5 (略) 6 政府所有穀パン及び乾機米飯の緊急引渡しに関すること</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、<u>地動</u>、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 県内の降積雪の状況と雪害</p> <p>第1 降積雪の状況</p> 	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		北 陸 農 政 局	1～5 (略) 6 政府所有穀パン及び乾機米飯の緊急引渡しに関すること	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)	(略)		(追加)		<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1048 421 1928 676"> <tbody> <tr> <td>北 陸 農 政 局</td> <td>1～5 (略) 6 応急用食料・物資の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土地理院 北陸地方測量部</td> <td>1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</td> </tr> </tbody> </table> 	北 陸 農 政 局	1～5 (略) 6 応急用食料・物資の支援に関すること	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)	(略)		国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	<p>(各編共通) 業務内容の修正 (各編共通) 指定地方行政機関の追加</p> <p>情報更新に伴う修正</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
(略)																						
北 陸 農 政 局	1～5 (略) 6 政府所有穀パン及び乾機米飯の緊急引渡しに関すること																					
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)																					
(略)																						
(追加)																						
北 陸 農 政 局	1～5 (略) 6 応急用食料・物資の支援に関すること																					
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2～6 (略)																					
(略)																						
国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言																					

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">寒候期の降雪合計 （富山）</p>  <p>※1 (略)</p> <p>※2 平年値は、<u>1971年～2000年</u>の30年平均値である。 最深積雪 69cm 降雪量 360cm</p>	<p style="text-align: center;">寒候期の降雪合計 （富山）</p>  <p>※2 平年値は、<u>1987年～2016年</u>の30年平均値である。 最深積雪 52cm 降雪量 266cm</p>	<p>情報更新に伴う修正</p> <p>同上</p>																																																																																																																																									
<p>第2 社会環境の変化 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="152 829 1025 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2013年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,096,367人</td> <td>1,076,158人</td> </tr> <tr> <td>人 口 密 度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> <td>253.4人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> <td>391,799世帯</td> </tr> <tr> <td>電 力 使 用 量</td> <td>7,704百万 kWh</td> <td>9,524百万 kWh</td> <td>10,594百万 kWh</td> <td>11,863百万 kWh</td> <td>11,320百万 kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>電 話 加 入 数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>197千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> <td>893,567台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> <td>28.58%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> <td>12,908人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：富山県各種統計ほか)</p> <p>第3 (略)</p>		1980年	1990年	2000年	2010年	2013年	人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人	人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人	世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯	電 力 使 用 量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	11,320百万 kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%	電 話 加 入 数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人	<p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="1052 829 1926 1340"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,096,367人</td> <td>1,066,328人</td> </tr> <tr> <td>人 口 密 度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> <td>251.0人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> <td>391,171世帯</td> </tr> <tr> <td>電 力 使 用 量</td> <td>7,704百万 kWh</td> <td>9,524百万 kWh</td> <td>10,594百万 kWh</td> <td>11,863百万 kWh</td> <td>10,981百万 kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>固定電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>177千台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話契約数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>468千件※</td> <td>890千件</td> <td>1,042千件</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> <td>898,342台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> <td>30.5%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> <td>13,632人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：富山県各種統計ほか)</p> <p>※携帯電話・自動車電話の加入者数</p> <p style="text-align: right;">(各編共通) 情報更新に伴う修正</p>		1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,066,328人	人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	251.0人	世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,171世帯	電 力 使 用 量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	83.7%	固定電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	177千台	携帯電話契約数	—	—	468千件※	890千件	1,042千件	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	898,342台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,632人
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年																																																																																																																																						
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人																																																																																																																																						
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人																																																																																																																																						
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯																																																																																																																																						
電 力 使 用 量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	11,320百万 kWh																																																																																																																																						
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%																																																																																																																																						
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%																																																																																																																																						
電 話 加 入 数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台																																																																																																																																						
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台																																																																																																																																						
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%																																																																																																																																						
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人																																																																																																																																						
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年																																																																																																																																						
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,066,328人																																																																																																																																						
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	251.0人																																																																																																																																						
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,171世帯																																																																																																																																						
電 力 使 用 量	7,704百万 kWh	9,524百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh																																																																																																																																						
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.2%																																																																																																																																						
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	83.7%																																																																																																																																						
固定電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	177千台																																																																																																																																						
携帯電話契約数	—	—	468千件※	890千件	1,042千件																																																																																																																																						
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	898,342台																																																																																																																																						
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%																																																																																																																																						
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,632人																																																																																																																																						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考																																																																																																								
<p>第2章 雪害予防対策</p> <p>第1節 雪害に強い県土づくり</p> <p>第1 無雪害まちづくり事業関係（各防災関係機関）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制度名</th> <th>事業概要</th> <th>事業主体</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地雪処理</td> <td>無雪害まちづくり事業</td> <td>市街地の面的雪処理システム（消・流雪施設、小型除雪機、コミュニティ防災センター、調査等）整備を行うための助成</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>スノーピア道路事業</td> <td>豪雪時における都市機能の維持を図り、雪に強いまち（スノーピア）づくりを進めるため、流雪溝、消融雪施設等の設置など積雪、堆雪に配慮した体系的な街路整備を推進するための助成</td> <td>市町村</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山村雪対策</td> <td>個性と活力に満ちた雪国創造事業</td> <td>豪雪地帯において創造工夫を生かし、地域の実情に則した豪雪地帯対策を推進するため克雪・親雪施設の整備を行うための助成</td> <td>豪雪地帯市町村</td> <td>国土交通省 県</td> </tr> <tr> <td>特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業</td> <td>地域条件に即した先導的な克雪対策や豊富な雪を資源とした雪氷冷熱エネルギーの利用などの利雪施設など、他地域のモデルとなる施設整備等を行うための助成</td> <td>特別豪雪地帯市町村</td> <td>国土交通省 県</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債</td> <td>豪雪対策事業分 市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債の起債に関する財政措置</td> <td>豪雪地帯市町村</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自然災害防止事業分</td> <td>市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債の起債に関する財政措置</td> <td>豪雪地帯市町村</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p> <p>第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係（各防災関係機関） 建築物の耐雪化推進のため、次の事業を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制度名</th> <th>事業概要</th> <th>事業主体</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> <td>富山県住みよい家づくり資金融資制度</td> <td>耐雪住宅建設促進のための資金の融資</td> <td>個人</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 雪崩対策等の推進 (略)</p>					区分	制度名	事業概要	事業主体	所管		(略)					市街地雪処理	無雪害まちづくり事業	市街地の面的雪処理システム（消・流雪施設、小型除雪機、コミュニティ防災センター、調査等）整備を行うための助成	市町村	県	スノーピア道路事業	豪雪時における都市機能の維持を図り、雪に強いまち（スノーピア）づくりを進めるため、流雪溝、消融雪施設等の設置など積雪、堆雪に配慮した体系的な街路整備を推進するための助成	市町村	国土交通省	山村雪対策	個性と活力に満ちた雪国創造事業	豪雪地帯において創造工夫を生かし、地域の実情に則した豪雪地帯対策を推進するため克雪・親雪施設の整備を行うための助成	豪雪地帯市町村	国土交通省 県	特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業	地域条件に即した先導的な克雪対策や豊富な雪を資源とした雪氷冷熱エネルギーの利用などの利雪施設など、他地域のモデルとなる施設整備等を行うための助成	特別豪雪地帯市町村	国土交通省 県	一般単独事業債	豪雪対策事業分 市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債の起債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省		自然災害防止事業分	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債の起債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省	(略)					区分	制度名	事業概要	事業主体	所管	(略)					一般住宅	富山県住みよい家づくり資金融資制度	耐雪住宅建設促進のための資金の融資	個人	県	(略)					<p>第1 除排雪の推進（各防災関係機関）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制度名</th> <th>事業概要</th> <th>事業主体</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地雪処理</td> <td>富山県まちづくり総合支援事業補助金</td> <td>雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山村雪対策</td> <td colspan="4">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(削除)</td> </tr> <tr> <td>一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）</td> <td>市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置</td> <td>豪雪地帯市町村</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災対策事業債（自然災害防止事業分）</td> <td>市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置</td> <td>豪雪地帯市町村</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>					区分	制度名	事業概要	事業主体	所管	(略)					市街地雪処理	富山県まちづくり総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	市町村	県	(削除)				山村雪対策	(削除)				(削除)				一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省		防災対策事業債（自然災害防止事業分）	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省	(略)				
区分	制度名	事業概要	事業主体	所管																																																																																																														
(略)																																																																																																																		
市街地雪処理	無雪害まちづくり事業	市街地の面的雪処理システム（消・流雪施設、小型除雪機、コミュニティ防災センター、調査等）整備を行うための助成	市町村	県																																																																																																														
	スノーピア道路事業	豪雪時における都市機能の維持を図り、雪に強いまち（スノーピア）づくりを進めるため、流雪溝、消融雪施設等の設置など積雪、堆雪に配慮した体系的な街路整備を推進するための助成	市町村	国土交通省																																																																																																														
山村雪対策	個性と活力に満ちた雪国創造事業	豪雪地帯において創造工夫を生かし、地域の実情に則した豪雪地帯対策を推進するため克雪・親雪施設の整備を行うための助成	豪雪地帯市町村	国土交通省 県																																																																																																														
	特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業	地域条件に即した先導的な克雪対策や豊富な雪を資源とした雪氷冷熱エネルギーの利用などの利雪施設など、他地域のモデルとなる施設整備等を行うための助成	特別豪雪地帯市町村	国土交通省 県																																																																																																														
	一般単独事業債	豪雪対策事業分 市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債の起債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省																																																																																																														
	自然災害防止事業分	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債の起債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省																																																																																																														
(略)																																																																																																																		
区分	制度名	事業概要	事業主体	所管																																																																																																														
(略)																																																																																																																		
一般住宅	富山県住みよい家づくり資金融資制度	耐雪住宅建設促進のための資金の融資	個人	県																																																																																																														
(略)																																																																																																																		
区分	制度名	事業概要	事業主体	所管																																																																																																														
(略)																																																																																																																		
市街地雪処理	富山県まちづくり総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	市町村	県																																																																																																														
	(削除)																																																																																																																	
山村雪対策	(削除)																																																																																																																	
	(削除)																																																																																																																	
	一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省																																																																																																														
	防災対策事業債（自然災害防止事業分）	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省																																																																																																														
(略)																																																																																																																		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3節 都市基盤等の耐雪化</p> <p>第1 建築物の安全確保（県経営管理部、県厚生部、県土木部、県教育委員会）</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 文教施設</p> <p>文教施設は多数の児童生徒を収容する施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されるものであることから、耐雪性能の確保を積極的に図るものとする。</p> <p>ア 建築物の改築（堅牢化）及び改修の促進</p> <p><u>県立学校については、鉄筋化が完了しているが、市町村立学校には老朽化した木造校舎も残っている。</u></p> <p><u>県は、市町村に対して、地域の実情に応じた木造校舎の改築等について積極的に指導を行うとともに、市町村はこれの改築（堅牢化）を推進する。</u></p> <p>イ 校舎等の除雪計画の作成 （略）</p> <p>ウ 冬期分校及び寄宿舎の設置 （略）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 耐雪住宅等に対する助成</p> <p><u>県は、「富山県住みよい家づくり資金融資制度」の活用により、雪に強い住宅の普及を図る。</u></p> <p>第2 ライフライン施設の耐雪化</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 下水道施設における雪害予防対策（県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化 （略）</p> <p>ア (略)</p>	<p>ア 新施設等の耐雪構造化</p> <p><u>施設管理者又は管理者は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに 応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。</u></p> <p>イ 老朽施設の点検、補修</p> <p><u>施設管理者又は管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害 対策を講じておくものとする。</u></p> <p>ウ 校舎等の除雪計画の作成</p> <p>エ 冬期分校及び寄宿舎の設置</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>状況の変化に伴う修正</p> <p>制度の終了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ 連絡方法 情報連絡は、一般電話、高度情報通信ネットワークで行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3～6 (略)</p> <p>第4節 交通対策 第1～2 (略)</p> <p>第3 鉄軌道交通対策（JR 西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各道路管理者） 1～4 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第5節 防災活動体制の整備 第1～3 (略)</p> <p>第4 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関）</p>	<p>情報連絡は、一般電話、<u>県防災行政無線</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>第3 鉄軌道交通対策（JR 西日本、<u>あいの風とやま鉄道</u>、<u>富山地方鉄道</u>、万葉線、富山ライトレール(株)、各道路管理者）</p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</u></p>	<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>鉄道事業者の追加</p> <p>(各編共通) Wi-Fi 等整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>有線電話 — 加入電話 — 専用線電話</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>有線電話 — 加入電話 — 専用線電話 — 県防災行政無線</p> <p style="text-align: right;">(対象：県、市町村、消防本部等)</p> <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備 工事に伴う 修正</p> <p>(各編共通) 同上</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県知事政策局、県経営管理部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）</p> <p>高度情報通信ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気安定供給を図るなど、停電対策を講ずる</p>	<p>(1) 県防災行政無線</p> <p>県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする</p>	<p>(各編共通) 同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ものとする。 （資料「7-1 富山県高度情報通信ネットワーク整備状況」「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」）</p> <p>（2）県総合防災情報システム 平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。 （略） また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>る。 （資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」）</p> <p>平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、<u>除雪情報</u>、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。</p> <p>また、平成28年8月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>（各編共通） 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>（各編共通） システムの更新に伴う修正</p> <p>（各編共通） システムの更新に伴う修正</p>
<p>富山県総合防災情報システム</p> <p>（略）</p> <p>（3）市町村防災行政無線の整備促進 （略） また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、</p>	<p>富山県総合防災情報システム</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、</p>	<p>（各編共通） 同上</p>



富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考						
<p>孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(4) 非常通信体制の強化 (略) <u>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 業務継続体制の確保 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） (略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地				<p>孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正 デジタル化完了に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>
区分	名称	所在地						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考		
陸上輸送 拠点施設	(略)			(各編共通) 国の取組との 整合による 修正		
	(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷 1-5	陸上輸送 拠点施設		第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343
	トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1			魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12
	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔 1806-4			富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新 315
	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田 2-2-1			(株)日立物流(富山物流センター A)	上市町久金 312
	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田 319-1			(株)日立物流(富山物流センター B)	上市町久金 312
	日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石 7-1			(株)日立物流(富山物流センター C)	上市町久金 312
	〃 (新庄倉庫 11号)	富山市新庄市字銀座 295-1			富山県トラック(株)(富山東物流 センター)	富山市水橋沖 188
	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛 3956-12			日本通運(株)(富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59
	(株)日立物流(富山物流センタ ー(1))	上市町久金新字道下 297-2			(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4
	〃 (富山物流センター (2))	〃			(株)中央倉庫(B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4
	荻布倉庫(株)(能町1号、2号、3 号、4号倉庫)	高岡市荻布川開 696-1			トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1
	〃 (能町)21号、221号 222 号、23号、24号)	高岡市鷺北新 321			(株)日立物流(富山西物流センタ ー)	射水市流通センター青井谷 1-10-2
	第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343			伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4
	(株)スリーティ(トナミ倉庫)	砺波市鷹栖 1913			荻布倉庫(株)(21号、221号、222 号、23号、24号)	高岡市荻布字川開 688
	東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 175-2			京神倉庫(株)(北陸流通センター A号倉庫)	砺波市西中 631-6
	(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4			東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 193
	〃 (B号倉庫)	〃			トナミ運輸(株)(小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4
	京神倉庫(株)(北陸流通センター A号倉庫)	砺波市大字西中 631-6			八嶋合名会社(本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6
	八島合名会社(三ヶ新1号)	射水市庄西町 2				
伊勢湾海運(株)(富山5号倉庫)	射水市鷺塚 150-1					
協同組合富山トラック輸送センタ ー(第2倉庫)	富山市上野字 340-2					

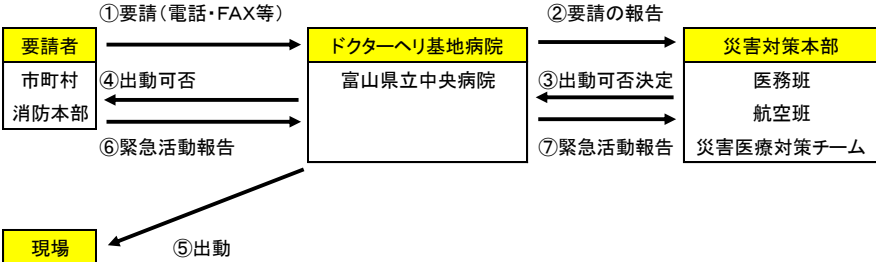
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考						
<table border="1"> <tr> <td>伏木海陸運送(株)(第1CFS)</td> <td>高岡市石丸705-4</td> </tr> <tr> <td>(株)島田産業(第2号倉庫)</td> <td>富山市婦中町板倉字馬渡り398-7</td> </tr> <tr> <td>大興運輸倉庫(株)(1号倉庫)</td> <td>富山市金山新中359</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸705-4	(株)島田産業(第2号倉庫)	富山市婦中町板倉字馬渡り398-7	大興運輸倉庫(株)(1号倉庫)	富山市金山新中359		
伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸705-4							
(株)島田産業(第2号倉庫)	富山市婦中町板倉字馬渡り398-7							
大興運輸倉庫(株)(1号倉庫)	富山市金山新中359							
<p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） (略) (1)～(3) (略) 緊急通行確保路線図（平成27年3月）</p>  <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急航空路の確保（県知事政策局、県警察本部、市町村） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7 航空防災体制の強化</p>	<p>緊急通行確保路線図（平成28年4月）</p>  <p>4 緊急航空路の確保（県知事政策局、<u>県厚生部</u>、県警察本部、市町村）</p>	<p>(各編共通) 時点の修正</p> <p>(各編共通) 道路整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>豪雪時における上空からの被害状況の把握、孤立集落への救援救護、道路交通の途絶に伴う救急患者の搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。 <u>（追加）</u></p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、県警察本部、市町村） 雪害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センターや県警航空隊の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>(1) (略) (2) 災害時の広域即応体制の整備 (略) また、消防防災、警察、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。 (略) (3) 広域的な救急搬送システムの整備 消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</p> <p>2～3 (略) <u>（追加）</u></p>	<p><u>なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。</u></p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、<u>県厚生部、</u>県警察本部、市町村） 雪害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、<u>富山県ドクターヘリ</u>が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、<u>県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院</u>の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>また、消防防災、警察、<u>医療機関</u>、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。</p> <p><u>富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</u></p> <p>4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（<u>県厚生部</u>） <u>県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、地震発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急運航要請</u> 富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正 (各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第8 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部） （追加）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p>	<p>村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）</p>  <p>(2) 受入れ態勢</p> <p>富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。</p> <p>ア 離着陸場所及び安全対策の確保 イ 傷病者等の病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申し合せ</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括</p>	<p>備考</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 項目の追加</p> <p>(各編共通)</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<u>（追加）</u>	<u>的協定（港湾）</u>	協定の追加
	<p><u>国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港外港湾管理者）、石川県知事（金沢港外港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（（一社）日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、（一社）日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、（一社）日本潜水協会会長、（一社）海洋調査協会会長及び（一社）港湾技術コンサルタンツ協会会長）とは、平成 28 年 6 月 1 日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。</u></p>	
<u>（追加）</u>	<u>ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</u>	（各編共通）
	<p><u>県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</u></p>	協定の追加
2 （略）		
3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）		
(1) 県と防災関係機関との相互協力		
ア～ケ （略）		
コ <u>住宅金融公庫との協定</u>	コ <u>住宅金融支援機構との協定</u>	（各編共通）
<p>県と住宅金融公庫北陸支店とは、平成 17 年 3 月 15 日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p>	<p>県と（独）住宅金融支援機構とは、平成 17 年 3 月 15 日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p>	名称変更等に伴う修正
サ～ラ （略）		
<u>（追加）</u>	<u>リ （公社）地盤工学会北陸支部との協定</u>	（各編共通）
	<p><u>県と（公社）地盤工学会北陸支部とは、平成 28 年 7 月 7 日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。</u></p>	協定の追加
<u>（追加）</u>	<u>ル （一社）全国木造建設事業協会との協定</u>	（各編共通）

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p> <p>(2) 防災機関間の相互協力 (略) ア～イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。 (追加)</p> <p>エ (略) 4～5 (略)</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 (追加)</p>	<p>県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。</p> <p>レ (公社)富山県浄化槽協会との協定 県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。</p> <p>一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給(中核充填所*と連携)に万全を期すこととしている。 ※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害</p>	<p>同上</p> <p>(各編共通) 協定の追加</p> <p>(各編共通) 字句の修正 供給体制の 整備に伴う 修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本 計画修正 に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>2～3 （略）</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防体制の確立</p> <p>1 （略）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>（1）救助体制の整備</p> <p>ア～オ</p> <p>カ <u>消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(各編共通) デジタル化完了に伴う修正</p> <p>(各編共通)</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>4 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>6 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>(1) <u>災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備</u> 県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備</u> 富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。</p> <p>4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>6 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急</u></p>	<p>ドクターヘリ運行体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 番号の繰り下げ</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（県知事政策局、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>（1）飲料水の確保 （略） なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>ア （略） イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。 一人1日3リットル×世帯人数×3日間分</p> <p>ウ （略）</p> <p>（2）食料の確保 ア 非常食の備蓄、調達体制 （ア） （略） （イ）市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（ウ）～（カ） （略） イ～エ （略）</p> <p>（3）生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 （ア）～（イ） （略） （ウ）市町村は、住民の家族構成に応じた必要最低限の生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（エ）～（オ） （略） イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 （ア） （略） （イ）市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p>	<p>3 物資の確保（県知事政策局、県厚生部、<u>県農林水産部</u>、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>一人1日3リットル×世帯人数×<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u></p> <p>（イ）市町村は、住民の家族構成に応じた非常食<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（ウ）市町村は、住民の家族構成に応じた<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>（イ）市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。<u>また、災害対応バルク貯槽*</u>の設置により炊き</p>	<p>項目名等の修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通）</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>4～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 孤立集落の予防</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急、救助実施計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ヘリコプターによる救助体制の整備</p> <p>孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が、有効である。</p> <p>(略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7節 農林水産業の雪害予防</p> <p>第1 作目別予防対策</p> <p>1 稲作（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>県等は、山間地等の融雪遅延時に、的確な対応ができる平地等のリレー育苗等の体制を整え、生産の安定化を図るよう<u>指導</u>する。</p> <p>また、育苗施設及び米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を、<u>次のとおりとし指導</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>2 麦（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>県等は、生産者の組織化、作付地の集団化を推進するとともに、排水、適期は種等を徹底し、雪害に耐えるよう<u>指導</u>する。</p> <p>3 果樹（北陸農政局、県農林水産部）</p>	<p><u>出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。</u></p> <p><u>※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。</u></p> <p>4 事前措置（県知事政策局、<u>県厚生部、県警察本部</u>、市町村）</p> <p>孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、<u>富山県ドクターヘリ</u>の活用が、有効である。</p> <p>県等は、山間地等の融雪遅延時に、的確な対応ができる平地等のリレー育苗等の体制を整え、生産の安定化を図る。</p> <p>また、育苗施設及び米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。</p> <p>県等は、生産者の組織化、作付地の集団化を推進するとともに、排水、適期は種等を徹底し、雪害に耐えるよう<u>にする</u>。</p>	<p>新たな災害対応機器の開発を踏まえた修正</p> <p>(各編共通)ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>語句の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>(1) 棚仕立の樹種を栽培するとき ア 棚は30a以内の単位とすること イ 棚の高さは、1.8～2.0メートルとすること ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用すること エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線はワイヤーを使用すること オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする</p> <p>(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき ア 主枝の分岐高は1.0メートル以上とすること イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行うこと</p> <p>(3) 降雪前対策 ア 粗剪定を実施すること イ 枝梢の結束を行うこと ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行すること</p>	<p>(1) 棚仕立の樹種を栽培するとき ア 棚は30a以内の単位とする イ 棚の高さは、1.8～2.0メートルとする ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用する エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線はワイヤーを使用する オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする</p> <p>(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき ア 主枝の分岐高は1.0メートル以上とする イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行う</p> <p>(3) 降雪前対策 ア 粗剪定を実施する イ 枝梢の結束を行う ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行する</p> <p><u>(4) 降雪時の対策</u> ア <u>棚上や枝にたまった雪をふり落とす</u> イ <u>主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行う</u> ウ <u>雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹冠下の雪踏みを行う</u></p>	<p>同上</p> <p>国通知に基づく対策の追加</p>
<p>4 園芸用施設（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 降雪時は可能な範囲で室温を高め、滑落を促進する。</u></p> <p><u>(3) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、最大堆積幅の1.8倍の棟間隔を確保する。</u></p> <p><u>(4) 融雪装置や除雪機械等を装備し、速やかな除融雪に努める。</u></p>	<p><u>(2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、最大堆積幅の1.8倍の棟間隔を確保する。</u></p> <p><u>(3) 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。</u></p> <p><u>(4) ハウス内に補強用の支柱等を取り付ける。</u></p> <p><u>(5) 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。</u></p> <p><u>(6) 園芸用ハウスでは、可能な範囲で室温を高め、屋根雪の滑落を促す。</u></p> <p><u>(7) 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。</u></p>	<p>気象被害等の未然防止対策の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>5 畜産（北陸農政局、県農林水産部） (1)～(2) (略) <u>(追加)</u> (3) 市町村は、畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。</p> <p>6～7 (略) 第2 (略)</p> <p>第8節 商工業の雪害予防 (略)</p> <p>第9節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 (略) このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>1～2 (略) 3 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、県民に対し、最低3日分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) (略) (2) 普及の内容 ア～ウ (略)</p>	<p><u>(8) 積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。</u></p> <p><u>(3) 畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。</u> <u>(4) 市町村は、畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。</u></p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>県及び市町村は、県民に対し、最低3日間分<u>(推奨1週間分)</u>の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、<u>防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</u></p>	<p>気象被害等の未然防止対策の追加</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

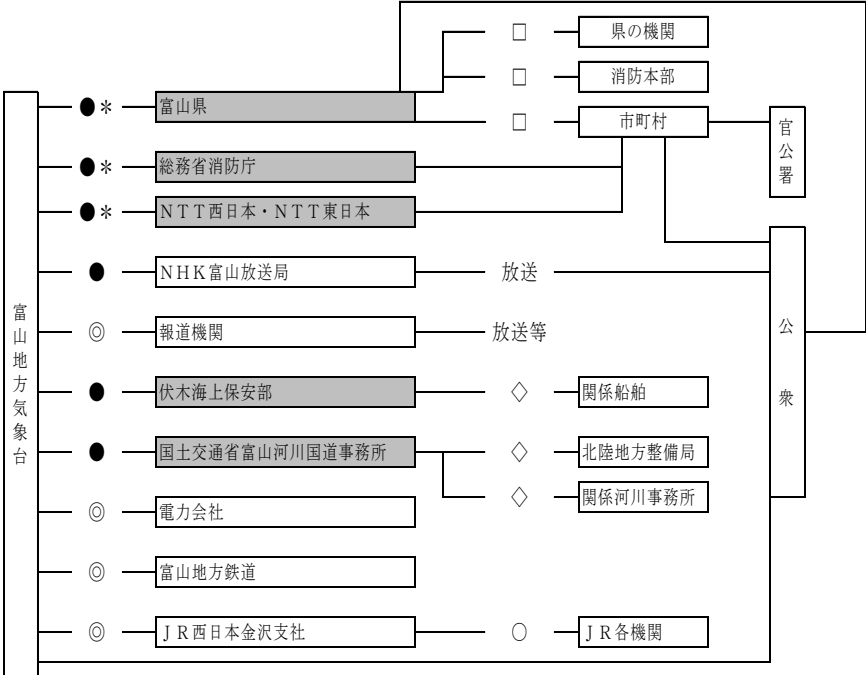
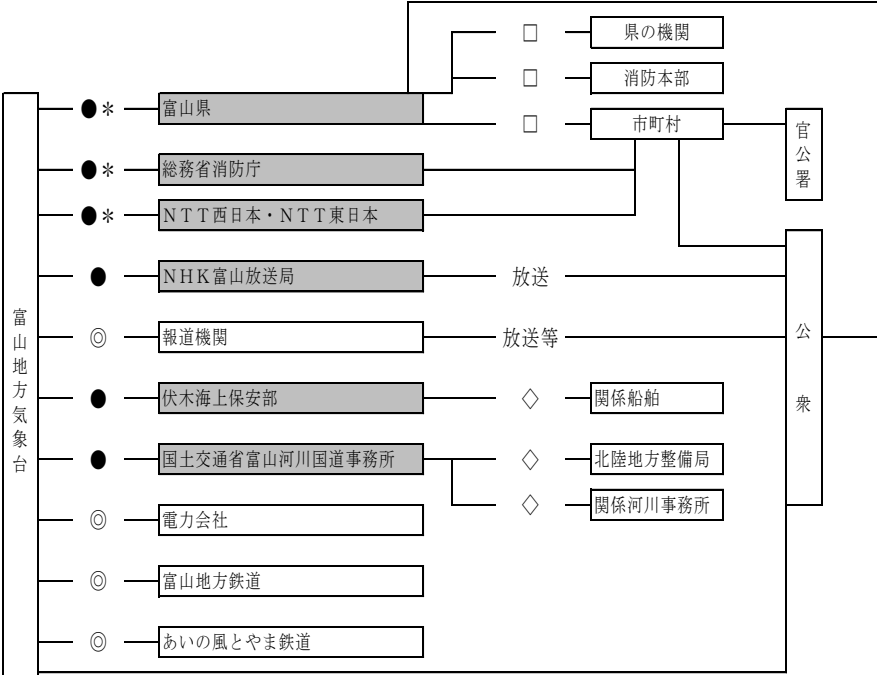
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>エ 普段からの心がけ (ア) ～ (エ) (略) (オ) 非常食料・飲料水の準備</p> <p>(カ) ～ (キ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第10節 調査研究 (略)</p>	<p>(オ) <u>最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の準備</u></p>	<p>(各編共通) 同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																		
<p>第3章 雪害応急対策 第1節 予警報の伝達 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方气象台） (略) 1 注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="147 435 1014 1150"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td>著しい着氷（雪）が予想される場合</td> <td>著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="159 1249 1025 1409"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	発表基準	概要	風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷(雪)注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。	低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。	融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。	種類	発表基準	概要	暴風雪警報	陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>気象注意報</p> <table border="1" data-bbox="1059 435 1921 1142"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm 東部山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う 西部南 12m/s雪を伴う</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td>著しい着氷（雪）が予想される場合</td> <td>著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>気象警報</p> <table border="1" data-bbox="1081 1257 1906 1401"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雪警報</td> <td>東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う 西部南 20m/s雪を伴う</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	概要	大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う 西部南 12m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	なだれ注意報	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷(雪)注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。	融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。	低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。	種類	発表基準	概要	大雪警報	東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う 西部南 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p> <p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p>
種類	発表基準	概要																																																																		
風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																																		
大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
なだれ注意報	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
着氷(雪)注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。																																																																		
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。																																																																		
低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。																																																																		
融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。																																																																		
種類	発表基準	概要																																																																		
暴風雪警報	陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
大雪警報	東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
種類	発表基準	概要																																																																		
大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う 西部南 12m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																																		
なだれ注意報	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
着氷(雪)注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。																																																																		
融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。																																																																		
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。																																																																		
低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとき。																																																																		
種類	発表基準	概要																																																																		
大雪警報	東部南平地と西部北山間部 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		
暴風雪警報	陸上 20m/s、海上 20m/s雪を伴う 西部南 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 (略)</p> <p>第2 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p> 	<p>なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u></p> 	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>伝達経路の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> </div>	
<p>第2節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制 (略)</p> <p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局）</p> <p>県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、災害発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p>	<p>県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、規定により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、<u>災害医療コーディネーターを配置する</u>。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 災害医療コーディネーター活用検討に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～3 (略) 4 被害情報の収集活動（県各部局） (略) このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。 (1)～(6) (略) (7) 消防無線の傍受による情報収集 <u>消防無線の使用状況を傍受するとともに、119番の通報の殺到状況を把握することにより、情報を収集する。</u> (8) アマチュア無線家の協力による情報収集 (略) (9) 民間企業からの情報収集 (略) (10) インターネットによる情報収集 (略) 5～6 (略) 7 被害状況の報告（県知事政策局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(7) アマチュア無線家の協力による情報収集</p> <p>(8) 民間企業からの情報収集</p> <p>(9) インターネットによる情報収集</p> <p><u>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p>	<p>(各編共通) デジタル化 推進に伴う 修正 番号の繰り 上げ</p> <p>(各編共通) 国の防災基 本計画修正 に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>第2 通信連絡体制 (略) 1 (略) 2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ） (1) 県防災行政無線 災害時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、<u>データ・画像伝送機能</u>を活用するとともに、<u>可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能</u>を活用する。 また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、<u>必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。</u>（資料「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」） (2)～(5) (略) <u>(追加)</u> 3 (略) 4 その他（各防災関係機関） (略) (1) 利用できる主な施設 ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="188 1054 999 1214"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略) (2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 交通の確保 第1～2 (略) 第3 公共交通の確保</p>	通信施設名	通信系統	(略)		消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、<u>映像伝送機能</u>を活用するとともに、<u>可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能</u>を活用する。 また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、<u>必要回線の割付けを行う。</u>（資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」）</p> <p><u>(6) 公衆無線LANサービス</u> <u>県は、公衆無線LANサービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 1054 1899 1214"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防・救急無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信施設名	通信系統	(略)		消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の取り組みに合わせる修正</p> <p>(各編共通) 用語の修正</p>
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1～4 (略) (追加)</p>	<p>5 富山ライトレール（株） <u>(1) 冬期対策本部の設置</u> 12月10日より2月末日までの間、運輸部内に設置し常時警戒体制をとる。 <u>(2) 除雪体制</u> ・<u>軌道線（1.1km）</u> 富山駅北停留場～奥田中学校前停留場間は、軌道の両側から散水設備による消雪を行う。降雪状況により、巡回し対処する。 ・<u>鉄道線（6.5km）</u> 奥田中学校前停留場～岩瀬浜駅間は、積雪状況及び降雪予報により、軌陸除雪車（ロータリ式）による除雪を行う。 ・<u>駅、ホーム、通路の除雪</u> 消雪設備又は人力（委託者及び社員）による除雪を行う。 ・<u>分岐器附帯除雪</u> 通常は、散水式及び電熱式消雪設備で対応する。 積雪状況及び降雪の多い場合は人力（委託者及び社員）による除雪を行う。 ・<u>踏切道除雪</u> 消雪設備及び人力（委託者又は社員）による除雪を行う。 積雪が多い場合は踏切道から列車が見通せるよう除雪する。 ・<u>凍結時の対処</u> 凍結防止剤の散布（ホーム、通路、輪縁路、ポイント部）を行う。 <u>(3) 除雪作業時の傷害事故防止等</u> ア <u>乗務員による運転の際の注意</u> 除雪作業区間で標旗（黄色）を認めたときは、積雪のため容易に退避できない場合も多いので汽笛吹鳴を充分に行い傷害事故防止に努める。 イ <u>除雪作業員の傷害事故防止等</u> (ア) <u>各駅除雪作業員には保安帽及び安全チョッキを貸与し、必ず着用させる。</u> (イ) <u>安全教育を実施し、労働災害の防止を図る。</u></p>	<p>鉄道事業者の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																												
<p>5 富山県山空港（県知事政策局）</p> <p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪（略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" data-bbox="188 1029 958 1289"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節 広域応援要請</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 応援要請</p>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	（略）		災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内	（略）		<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p><u>（ウ） 駅構内外を問わず、除雪作業箇所前後には必ず標旗（黄色）を建植する。</u></p> <p><u>（エ） 二人一組とし、一人は必ず列車の監視を行う。</u></p> <p><u>（オ） 除雪作業前にはあらかじめ待避場所を選定し、早めに待避する。</u></p> <p><u>（4） お客様への情報提供</u> 各駅に設置の駅案内モニターの活用により、お客様への的確な情報案内を提供する。</p> <p><u>（5） その他</u> 各関係箇所と連絡・協力して除雪体制を整える。</p> <p>6 富山県山空港（県知事政策局）</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" data-bbox="1115 1029 1886 1289"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	（略）		被災者の救出	災害発生の日から3日以内	被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内	（略）		<p>備考</p> <p>番号の繰り下げ</p> <p style="text-align: right;">（各編共通） 県災害救助法施行規則の改正に伴う修正</p>
救 助 の 種 類	実 施 期 間																													
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
（略）																														
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内																													
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内																													
（略）																														
救 助 の 種 類	実 施 期 間																													
避難所の供与	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
（略）																														
被災者の救出	災害発生の日から3日以内																													
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内																													
（略）																														

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>1～3 （略）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県厚生部）</p> <p>（1）応援要請</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>（2）（略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第8節 救助・救急活動</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 救助活動</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第3 救急活動</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ヘリコプターの活用（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。</p> <p>（略）</p> <p>第4～5 （略）</p>	<p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>ドクターヘリ</u>、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>5 実動組織間の調整</p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、<u>消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリ</u>を活用する。</p>	<p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第9節 医療救護活動 第1 (略) 第2 連絡体制 1 連絡系統（県厚生部） (1)～(2) (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>(各編共通) 機関名称等の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2～3（略）</p> <p>第3（略） （追加）</p> <p>第4 医療救護班の派遣 （略）</p> <p>第5 医療救護所の設置及び運営 （略）</p> <p>第6 後方医療体制（県厚生部、県関係部局） （略）</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制 （略）</p> <p>第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 （略）</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保 （略）</p> <p>第10 精神保健医療体制 （略）</p> <p>第10節 避難活動</p> <p>第1 避難の勧告、指示等及び誘導</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>（1）市町村 避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団</p>	<p>第4 富山県ドクターヘリの派遣</p> <p>1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部） 市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。</p> <p>2 富山県ドクターヘリの活動内容 富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）医師等の現場派遣</p> <p>（2）患者の搬送</p> <p>（3）その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>第5 医療救護班の派遣</p> <p>第6 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第7 後方医療体制（県厚生部、県関係部局）</p> <p>第8 医薬品、血液の供給体制</p> <p>第9 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第10 被災地における保健医療の確保</p> <p>第11 精神保健医療体制</p>	<p>（各編共通） ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 番号の繰り下げ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 <u>（追加）</u></p> <p>（略） （2）～（4） （略） 4 （略） 第2 （略） 第3 避難所の設置・運営 1 避難所の開設（市町村） （1）～（3） （略） （4）避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。 （5）～（6） （略）</p> <p>2 避難所の運営（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>（1）市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。 また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。 <u>（追加）</u></p>	<p><u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>（4）避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。</p> <p>2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 協議先の修正</p> <p>関係機関の修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>心理判定員</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第11節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制の広報</p> <p>(略)</p>	<p><u>に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>児童心理司</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。</p>	<p>(各編共通) 職名の変更 に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">交通情報の収集伝達フロー</p>	<p style="text-align: center;">交通情報の収集伝達フロー</p>	<p>(各編共通) 伝達経路の訂正による修正</p>
<p>第2～3 (略) 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 1 (略) 2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県知事政策局、市町村、各運送事業者） (1) 陸上輸送 ア (略) イ 鉄道、軌道による輸送 (略) 鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。 (2) (略) (3) ヘリコプターによる輸送 (略) ア 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用する。 イ～ウ (略)</p>	<p>イ 鉄道、軌道による輸送 (略) 鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、<u>あいの風とやま鉄道(株)</u>及び富山地方鉄道(株)に依頼する。 ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。</p>	<p>(各編共通) 鉄道事業者の追加</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
<p>(追加)</p> <p>第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省生産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省生産局を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3) ～ (4)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省政策統括官を通じて他県からの応援で対処する。</p>	<p>整備に伴う修正 (各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 名称変更に伴う修正</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県農林水産部</td> <td>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>北陸農政局富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略)	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県農林水産部</td> <td>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>農林水産省(食料・物資支援チーム)</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。</td> </tr> </tbody> </table>	県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省(食料・物資支援チーム)</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。	<p>(各編共通) 要請先の修正</p>
機関名	実施内容											
(略)												
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 (略)											
(略)												
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省(食料・物資支援チーム)</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。											

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
農林水産省生産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	農林水産省政策統括官	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省政策統括官は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	（各編共通） 名称変更に伴う修正
<p>3～5（略）</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>（1）消費生活相談の充実強化</p> <p>県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 生命保険協会、日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</p>		<p>イ <u>（一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</u></p> <p>廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、<u>仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</u></p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、<u>富山県環境保全協同組合及び（公社）富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</u></p>		<p>（各編共通） 団体名の修正</p> <p>（各編共通） 用語の修正</p> <p>（各編共通） 協定締結に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>建築物解体廃棄物、がれき、残骸物処理（市町村）</u></p> <p>(1) <u>がれき等の処理</u></p> <p>市町村は、損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。</p> <p>(2) <u>中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保</u></p> <p>市町村等は、損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。</p> <p>(3) <u>被災建築物の解体に伴うアスベスト対策</u></p> <p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第14節 警備活動 (略)</p> <p>第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 遺体の埋葬</p> <p>1 (略)</p> <p>2 埋葬体制の確立（県厚生部）</p>	<p>2 災害廃棄物処理</p> <p>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p>	<p>(各編共通)</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第16～19節 (略)</p> <p>第20節 応急住宅対策</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建設工事</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第21～22節 (略)</p> <p>第4章 雪害復旧対策</p> <p>第1～3節 (略)</p>	<p>災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、<u>富山県広域火葬計画に基づき</u>、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、<u>(一社)全国木造建設事業協会</u>等に対して協力を要請する。</p>	<p>(各編共通) 計画策定に伴う修正</p> <p>(各編共通) 要請先の追加に伴う修正</p>